

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス (R3.4.1現在)

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス				
サービス種別	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA1 くらし応援サービス	訪問型サービスA2 しるばー応援隊サービス	訪問型サービスB ちょこっと応援サービス	訪問型サービスC いきいき栄養訪問	訪問型サービスC いきいきお口訪問
サービス内容	介護予防訪問介護に準じる	左記のうち、身体介護を伴わない生活援助等	生活支援サポーターによる生活援助等	住民主体(生活支援サポーター含む)による生活援助等	管理栄養士等による居宅での相談指導等	歯科衛生士等による居宅での相談指導等
対象者	要支援者 事業対象者	要支援者 事業対象者	要支援者 事業対象者	要支援者+事業対象者 (共生ケア機能あり)	要支援者 事業対象者	要支援者 事業対象者
対象者とサービス内容の考え方	※ 別紙「訪問(通所)介護相当サービスを利用する際の考え方について」参照	※ 別紙「訪問(通所)介護相当サービスを利用する際の考え方について」参照	何らかの日常生活援助が必要なケース (例) 掃除、洗濯、調理、買物、ゴミ出し等 原則、現行の訪問介護と同様の身体介護を伴わないサービス内容	何らかの日常生活援助が必要なケース (例) 掃除、洗濯、調理、買物、ゴミ出し、窓拭き、大掃除、草引、草刈、庭木の剪定等、安否確認(見守り等)	低栄養状態の者や疾病による栄養改善が必要な者等に対して、アセスメント(事前・事後)を実施のうえ、身体状況・体重測定・食事摂取状況等を確認し、低栄養状態・食事形態・生活習慣等を把握し、必要な食事量・栄養量の指導、食事の準備や調理方法の指導、台所の衛生状態の確認・指導等を個別プログラムを作成のうえ、月1回の訪問と月1回以上の電話相談により改善を図る	口腔機能の低下した者等に対して、アセスメント(事前・事後)を実施のうえ、咀嚼ガムテストによる確認を行い、構音・発声確認、嚥下機能の確認に伴う指導、染め出しによるブラッシングの確認・指導、義歯の取扱い確認・指導、口腔体操・唾液腺マッサージの実施、誤嚥性肺炎の教育等を個別プログラムを作成のうえ、月1回の訪問と月1回以上の電話相談により改善を図る
利用回数	※2 一覧表参照	※2 一覧表参照	週1回 1時間程度	週1回 1時間程度	月1回 1時間程度 ※6ヶ月を限度	月1回 1時間程度 ※3ヶ月を限度
サービス単価	※2 一覧表参照	※2 一覧表参照	1,300円/回	600,000円/年	5,000円/回	5,000円/回
自己負担	1割(2割、3割) ※一定所得者	1割(2割、3割) ※一定所得者	200円	実施主体により設定+実費	400円/回	400円/回
実施方法	指定(国保連経由)	指定(国保連経由)	委託	補助	委託	委託
サービス提供者	指定訪問介護事業所	指定訪問介護事業所	シルバー人材センター	地域住民組織等	三重県栄養士会	三重県歯科衛生士会 伊勢度会支部